

名古屋市教育委員会表彰規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 27 日

名古屋市教育委員会教育長 坪 田 知 広

名古屋市教育委員会規則第 8 号

名古屋市教育委員会表彰規則の一部を改正する規則

名古屋市教育委員会表彰規則（昭和26年名古屋市教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
（勤続期間等の計算） 第 6 条 前条第 1 項の勤続期間は教職員に採用された日から、同条第 2 項の委嘱期間は初めて学校医等に委嘱された日から、それぞれ基準日（11月 3 日をいう。以下同じ。）の前日までの年月数（1 月未満の端数は 1 月に切り上げる。<u>以下同じ。</u>）とする。 <u>2 前項の勤続期間の算定については、次の各号に掲げる期間（以下「除算期間」という。）の月数（1 月未満の端数は 1</u>	（勤続期間等の計算） 第 6 条 前条第 1 項の勤続期間は教職員に採用された日から、同条第 2 項の委嘱期間は初めて学校医等に委嘱された日から、それぞれ基準日（11月 3 日をいう。以下同じ。）の前日までの年月数（1 月未満の端数は 1 月に切り上げる。）とする。

月に切り上げる。以下同じ。)を除算する。

(1) 地方公務員法（昭和25年法律第 261号。以下「法」という。）第28条第 2項第 1 号の規定に基づき休職した期間（休職した月を休職中とし、復職した月を休職中でないものとする。第 2 号においても同じ。）の月数の 3 分の 2 の月数。ただし、次に掲げる場合は、除算しない。

ア 公務（次に掲げる業務を含む。）に起因する傷病による休職の場合

(ア) 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第 2 条第 1 項の団体及び同条例第10条の特定法人を定める規則（平成14年名古屋市規則第 8 号。以下「公益的法人等派遣規則」という。）別表第 1 から第 4 までに掲げる団体の業務

(イ) 公益的法人等派遣規則別表第 5 及び第 6 に掲げる特定法人の業務

(ウ) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年名古屋市条例第 1 号）により派遣された職員の派遣先の機関（以下「外国の地方公共団体の機関等」という。）の業務

イ 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第 121 号）第 2 条第 2 項に規定する通勤（次に掲げる通勤を含む。）に起因する傷病による休職の場合

(ア) 公益的法人等派遣規則別表第 1、第 3 及び第 4 に掲げる団体並びに同規則別表第 5 及び第 6 に掲げる特定法人の業務に係る労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第 7 条第 2 項に規定する通勤

(イ) 外国の地方公共団体の機関等への通勤

(2) 法第28条第 2 項第 2 号の規定に基づき休職した期間の月数

(3) <u>法第29条の規定に基づく停職の処分を受けた期間の月数</u> (4) <u>前各号に準ずる期間として委員会が定める期間の月数に、それぞれ委員会が定める割合を乗じて得た月数</u> 3 <u>第1項の委嘱期間の算定については、学校医等でない期間の月数を除算する。</u> (欠格) 第7条 基準日前1年以内において<u>法第29条の規定に基づく懲戒の処分を受けた教職員及び基準日の前日において法第28条第2項各号の規定に基づき休職中の教職員は、第5条第1項の規定にかかわらず、当該基準日に係る表彰を受けることができない。</u>	2 <u>前項の委嘱期間の算定については、学校医等でない期間の月数(1月未満の端数は1月に切り上げる。)</u>を除算する。 (欠格) 第7条 基準日前1年以内において<u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第29条の規定に基づく懲戒の処分を受けた教職員及び基準日の前日において同法第28条第2項各号の規定に基づき休職中の教職員は、第5条第1項の規定にかかわらず、当該基準日に係る表彰を受けることができない。</u>
---	--

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。